

北海道胆振東部地震の被災者に対する 授業料免除の実施について

在学生においては平成31年4月1日の時点で、北海道胆振東部地震発生後6ヶ月を超えることとなりますが、特例として、授業料免除申請資格の災害を受けた場合に該当することとしますので、被災者の方は対象となります。

主たる家計支持者が被災し、経済状況が急変した学生の支援を行いますので、授業料免除を希望する場合は、必要な書類を準備のうえ、申請期限までに授業料免除の申請をしてください。

(新入学生については、「入学前1年以内に学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合」に該当しますので対象となっています。)

※ 主たる家計支持者が被災した場合でも、授業料免除とされない場合もあることをご承知おき願います。

申請手続きについては「授業料免除申請のしおり(平成31年度版)」をご覧ください。【申請期限 3月29日】

(本学ホームページ>学生生活>入学料・授業料(各種手続き・証明書)>新着情報)

平成31年2月15日 学務部学生支援課